

北海道情報大学情報センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道情報大学学則第62条第2項の規定に基づき、北海道情報大学情報センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目 的)

第2条 センターは、本学における情報処理の高度化を図り、学術研究及び情報処理教育の進展に資することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学術研究のための情報処理システムの利用に関すること。
- (2) 情報処理教育のための情報処理システムの利用に関すること。
- (3) キャンパス情報ネットワークの管理・運用に関すること。
- (4) 学外ネットワークとの接続・運用に関すること。
- (5) 本学公式ホームページに関すること。
- (6) その他情報処理に関すること。

(管理部門)

第4条 センターに次の表の左欄に掲げる管理部門を置き、それぞれ同表右欄に掲げる業務をつかさどる。

名 称	業 務 内 容
ネットワーク管理部門	・学外接続ネットワーク（専用回線、公衆回線）に関すること。 ・学内ネットワーク（学内幹線 LAN、教室 LAN、研究室 LAN、学内無線 LAN、事務系 LAN）に関すること。 ・学外、学内接続機器（ネットワーク機器）に関すること。 ・ネットワークの利用（電子メール等）に関すること。 ・ネットワーク及び各種情報システム利用のためのユーザ認証システムに関すること。 ・全学共通利用のために本学が主体として契約する各種外部クラウドサービスに関すること。
教育実習設備管理部門	・電子計算機実習設備（実習室、卒研室、ゼミ室）に関すること。 ・ヘルプデスクに関すること。 ・各教室設置の教卓用 PC 端末に関すること。 ・図書館設置の利用者用 PC 端末に関すること。 ・新入生向け貸与端末（PC、タブレット等）に関すること。
教育情報システム管理部門	・学生指導にかかる教育情報システムに関すること。 ・学園総合情報システム（キャンパスシステム）、e アシーナ（出欠管理システム）、安否確認システム、電子掲示板システムに関すること。
ホームページ管理部門	・本学の公式ホームページに関すること。

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の選考については、別に定める。

(管理部門責任者)

第6条 管理部門に管理部門責任者を置く。

- 2 管理部門責任者は、管理部門の業務を処理する。
- 3 管理部門責任者は、センター長の推薦に基づき学長が委嘱する。
- 4 管理部門責任者の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員補充による管理部門責任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(管理部門責任者会議)

第8条 運営委員会の下に管理部門に関する協議、連絡調整等を行うため、管理部門責任者会議を置く。

- 2 管理部門責任者会議に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 管理部門に、管理部門に関する専門的事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(庶務)

第10条 センターの庶務は、情報システム管理室において処理する。ただし、専門委員会の庶務は、情報システム管理室の協力を得て、それぞれ関連する課において処理するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、情報センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。